

第27回 定例農業委員会総会議事録（第24期）

1 日 時 令和4年9月26日（金）8時57分～9時16分

2 場 所 阿久根市役所大会議室

3 出席委員（10名出席）

①久保 秀幸 ②中野 和徳 ③石原 勇一郎 ④園田 勇一
⑤栢 幸三 ⑥田嶋 輝男 ⑧尻無濱 俊幸 ⑩樫八重 玲子
⑪白濱 和利 ⑫石坂 務

出席農地利用最適化推進委員（7人出席）

○辻 喜久男 ○竹原 長政 ○小田 新一 ○山口 幸春 ○白肌 正
○石原 岩雄 ○尾上 進

4 欠席委員 ⑦高原 熊夫

5 議事日程

議案第46号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第48号 非農地証明願いについて
議案第49号 農用地利用集積計画について

6 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局 園田 豊（事務局長）
鍋藤 雄太（管理係長）
岩崎 展幸（管理係）
川畑 幸博（管理係）
奥 裕太（管理係）
○農政課 京田 雄哉（農政管理係）

議長 (石坂 務)

おはようございます。只今、現在10名の出席であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることをご報告いたします。
これより第27回定例農業委員会総会を開会します。

議長 (石坂 務)

日程第1，議事録署名委員の指名ですが、議長において、3番石原勇一郎委員、4番園田勇一委員を指名いたします。

議長 (石坂 務)

日程第2，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。

よって、第27回 定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承願います。

議長 (石坂 務)

日程第3，諸報告であります。

私は9月5日に鹿児島市において、定例常設審議委員会が開催され、出席しました。

次に、9月16日には阿久根市の農村環境改善センターで、令和4年度阿久根市農村環境改善センター運営協議会が開催され、出席しました。

また、9月9日筒田公民館で、筒田地区農地中間管理事業説明会が開催され、私は出席しておりませんが、6番田嶋委員と、辻推進委員、及び事務局が出席しました。

農地利用の最適化、農地中間管理事業の導入について活発な意見が交わされたとのことであります。

以上で報告を終わりますが、皆さま方からありましたら、その他のところで報告をお願いします。

議長 (石坂 務)

日程第4 議案第46号 農用地利用集積計画の農地中間管理事業分についてを議題といたします。それでは、農政課の説明を求めます。

農政課 (京田 雄哉)

おはようございます。議案第41号、農用地利用集積計画の農地中間管理事業分、令和4年第9号についてご説明いたします。

(資料にて説明)

以上です。

議長 (石坂 務)

農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑ありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については原案のとおり決定することに異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第5 議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

議案第47号についてご説明いたします。今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は2件です。

整理番号1の案件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転です。申請地の位置は、市役所から北東〇〇キロメートルの所にあります。申請地の農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。用途地域の種類は第一種低層住居専用地域で、建築物の高さが10m以下に制限されています。申請譲受人は本市に居住する〇〇 〇〇氏です。申請譲受人は、現在、借家に住んでいますが、手狭になったことから、申請地に住宅を建築するため、本件を申請されました。申請地の排水につきましては、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

整理番号2の案件は、駐車場への転用を目的とする贈与による所有権移転です。申請地の位置は、市役所から北東〇〇キロメートルの所です。申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の内にある農地であることから、第2種農地に該当します。申請譲受人は〇〇に居住する〇〇 〇〇氏です。申請譲受人は本市に居住し、申請地隣の宅地を購入しましたが、駐車場が不足するため申請するものです。地図の配置図をご覧くださいと、スペースが十分あるように見えますが、実際は申請地との境界部分は庭石が置いてあり、市道側の部分も垣根があるため、さほどスペースがありません。そのため、申請地を譲り受けて、駐車場として利用するため、今回申請するものです。申請地は整地され、駐車場を整備されます。申請地の排水処理は、自然流下により流水されます。その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

以上で説明を終わります。

議長 （石坂 務）

事務局の説明が終わりました。次に、調査委員の報告を求めます。

1 1 番委員（白濱 和利）

議案第47号に係る調査結果について報告をいたします。調査は、9月9日に、8番委員及び私並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号1の案件について報告をいたします。申請地は、東側は雑種地、北側及び西側は宅地、南側は道路に隣接していました。申請地の転用に当たっては、法面保護をするなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります

続きまして、整理番号2の案件について報告します。申請地は、東側は宅地、北側は水路、西側は雑種地、南側は道路に隣接していました。申請地の転用に当たっては、現状のまま利用され、雨水については北側の水路に流れるように勾配を取り、砂利を敷き込んで整地されることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

以上です。

議長 （石坂 務）

調査委員の報告が終わりました。これより質疑を許します。質疑ありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （石坂 務）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。調査委員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （石坂 務）

異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 （石坂 務）

日程第6 議案第48号 非農地証明願いについてを議題といたします。本件は、本委員会が行った農地法第30条第1項の調査において非農地と判断し、また本市が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において農地に復元し、利用することが困難であると判定された土地であります。また、証明願いが提出された後に行った、農地利用最適化推進委員による再調査においても同様の結果でありました。

したがって、本件については非農地と判断することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

ご異議なしと認めます。よって本件については、非農地とし、証明することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第7, 議案第49号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

但し、尾上進推進委員が、議事参与の制限に該当する案件がございますので、議事参与分以外を先に審議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

それでは、議案第49号令和4年農用地利用集積計画書第9号について説明させていただきます。なお、本計画書の公告年月日は、令和4年9月30日となります。

(議案資料にて説明)

以上ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。これより、質疑を許します。質疑ないですか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (石坂 務)

次に議事参与分を審議いたしますので、尾上進推進委員は退席を願います。

(尾上進農地利用最適化推進委員退席)

議長 (石坂 務)

それでは事務局の説明を求めます。

事務局（川畑 幸博）

それでは、引き続き説明をさせていただきます。

（議案資料にて説明）

以上ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（石坂 務）

事務局の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑ないですか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（石坂 務）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（石坂 務）

異議なしと認めます。よって本件については原案のとおり決定いたします。

尾上進推進委員の着席を認めます。

（尾上進農地利用最適化推進委員着席）

議長（石坂 務）

以上で提案された議案については全て終了いたしました。それでは、その他に皆さん方の報告などがありましたらお願いします。

委員 ～なしの声あり～

議長（石坂 務）

事務局はありませんか。

事務局（鍋藤 雄太）

ございません。

議長（石坂 務）

それでは、ほかにはないので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 9時16分

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人

書

記
